

西尾市成年後見センター設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、判断能力が不十分な高齢者、障害者及びその関係者からの相談に応じ、権利擁護のために必要な支援を行うとともに、成年後見制度の円滑な運用を図るため、西尾市成年後見センター（以下「センター」という。）を設置し、センターが事業を実施することについて、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、西尾市とする。

2 市長は、この事業の全部又は一部を適切な事業運営を行うことができると認める事業者（法人格を有する者に限る。）に委託することができる。

(事業内容)

第3条 センターは、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 成年後見制度の利用に関する相談及び手続支援に関すること。
- (2) 市長申立ての事務支援に関すること。
- (3) 成年後見制度の普及、啓発に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、必要と認められる事業に関すること。

(利用者)

第4条 センターを利用することができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 日常生活を維持していくうえで、判断能力が不十分な高齢者、障害者であって成年後見制度及び日常生活自立支援事業の利用を必要とする者
- (2) 本人又はその関係者等が西尾市在住であること。

(業務時間)

第5条 センターの業務時間は午前8時30分から午後5時15分までとする。

(休業日)

第6条 センターの休業日は次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。